

平成25年度公益認定関係計算書

(1) 収支相償の計算書

(単位:円)

公益法人認定法第14条に定める収支相償		
公益目的事業会計全体の収支相償判定		
経常収益計	A	4,085,790,798
	25年度経常収益計	4,085,790,798
	24年度プラスの剰余金	0
経常費用計	B	3,924,837,006
収支相償の額	C (A - B)	160,953,792

当期経常増減額(C)は、平成26年度及び平成27年度の公益目的事業に充当

(2) 遊休財産額の計算書

(単位:円)

公益法人認定法第16条に定める遊休財産額の保有の制限		
資産合計	A	88,961,228,920
	流動資産	468,521,624
	普通預金	456,519,180
	未収利息	12,002,444
	固定資産	88,492,707,296
	基本財産	50,052,408
	定期預金	203,083
	投資有価証券	49,849,325
	特定資産	88,442,654,888
	長期貸付金	68,722,762,266
	サマージャンボ事業基金積立資産	19,719,892,622
	普通預金	5,025,489,165
	定期預金	10,000,000,000
	投資有価証券	4,694,403,457
負債合計	B	127,949
	流動負債	127,949
	未払金	112,449
	預り金	15,500
控除対象財産の額 (固定資産合計=指定正味財産期末残高)	C	88,492,707,296
遊休財産額	D (A - B - C)	468,393,675
遊休財産額の保有上限額 (平成25年度の正味財産増減計算書の公益目的事業に係る事業費の額)	E	3,924,837,006
	E > D (適合)	

遊休財産額D = 貸借対照表の一般正味財産額 = 資金収支計算書の次期繰越収支差額
= 正味財産増減計算書の一般正味財産期末残高

(3) 公益目的事業比率の計算書

(単位：円)

公益法人認定法第15条に定める公益目的事業比率		
公益目的事業に係る事業費の額	A	3,924,837,006
公益目的事業に係る事業費の額 +管理費の額	B	4,390,735,774
	事業費(公益実施費用額)	3,924,837,006
	管理費(管理運営費用額)	465,898,768
公益目的事業比率	(A/B)	89.4%

公益目的事業比率 > 50%

(4) 公益目的取得財産残額の計算書

(単位：円)

公益法人認定法施行規則第48条に定める公益目的取得財産残額			
平成24年度末日の 公益目的取得財産残額	A	86,197,612,481	
正味財産増減計算書 (公益目的事業会計) 上の数値	平成25年度に増加した公益目的事業 財産の合計額	B	6,586,319,472
	交付を受けた補助金等		5,748,309,127
	オータムジャンボ交付金		1,795,189,370
	サマージャンボ交付金		3,953,119,757
	公益目的事業に係る対価収入		838,010,345
	短期・長期貸付金利息		659,633,917
	サマージャンボ事業基金積立 資産受取利息等		178,376,428
平成25年度の公益目的事業費の額	C	3,924,837,006	
平成25年度末日の 公益目的取得財産残額	D (A+B-C)	88,859,094,947	

$D - A = 2,661,482,466$ (正味財産増減額)

一般正味財産増減額 160,953,792

指定正味財産増減額 2,500,528,674